



Contents

- P 2 4月27日から予定される大型連休について
- P 4 全国銀行協会等を装い、改元を理由として暗証番号等を記載させる詐欺にご注意ください！
- P 5 ソーシャルレンディングへの投資にあたって
- P 6 投資用不動産向け融資に関するアンケート調査結果について
- P 7 「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」（案）へのパブリックコメントの結果等について
- P 8 「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」の更新について
- P 11 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い
- P 17 お知らせ

4月27日から予定される大型連休について

本年、天皇陛下が御退位されるとともに、皇太子殿下が御即位されることに伴い、4月27日から5月6日までが10連休となります。

10連休を迎えるにあたり、金融機関等のご利用や株式等の取引に関して、皆様にご留意いただきたい事項をまとめましたので、ご確認ください。

<10連休に際してご留意いただきたいこと>

1. 金融機関等のご利用について

10連休中は、多くの金融機関等において店舗・窓口等における営業は行われず、月末・月初を挟み非営業期間が長期となること等を踏まえ、以下の点にご留意ください。

(現金について)

連休中も、ATMについては、基本的には通常の土日・祝日と同様に稼働することが出来るよう、各金融機関において、現金補充等の準備を進めています。

他方で、金融機関ごとに引出限度額が設定されているほか、連休中に通常以上の現金等のご利用予定や予定外の支出等があることも想定されます。

皆様におかれましては、予め連休中に多額の現金が必要となる場合がある場合には連休前に準備しておく、ATMのご利用限度額を予め引き上げておく等の対応が必要でないか事前にご確認いただくなど、余裕を持った対応にご留意をお願い致します。

(口座振替やクレジットカードの引落とし等について)

10連休に伴い、公共料金等の口座振替や、クレジットカード・カードローンの引落とし等の資金決済が、連休の前後となることが考えられます。引落とし予定日や引落とし額については、クレジットカード会社等からの通知等を十分に確認の上、口座残高にご注意いただくようお願い致します。

(連休前後の金融機関等の手続について)

連休前後には、窓口で行う手続等について混雑が発生することも考えられます。窓口で必要となる手続がある場合にはお早めに済ませていただくなど、余裕を持った準備にご留意をお願い致します。

(連休中の振込等について)

連休中に行われた振込の振込先口座への入金、連休明けとなりますが、全国銀行資金決済ネットワークが休日等に提供する「モアタイムシステム」に接続する金融機関の間では、総合振込や給与振込等の一部を除き、基本的には即日入金が可能です。

※ 利用に際し事前の登録が必要な場合等もありますので、サービスの詳細については、各金融機関のホームページ等をご参照ください。

(保険契約や保険料・保険金について)

連休中は保険会社等が原則として休みとなるため、保険契約成立・保険料収納・保険金支払等に要する期間が長期化することがあります。ただし、通常の連休同様に、自動車事故等が生じた場合の事故受付は、基本的に可能です。

※ 具体的な取扱いについては、保険会社等により異なる場合がありますので、詳細は保険会社等にご確認ください。

2. 株式等の取引等について

証券会社等の窓口及び日本の証券取引所が双方とも 10 連休となるため、国内の株式の取引等を行うことができません。

証券会社等によっては、インターネット取引等により、外国株式の取引やFX取引、株価指数先物取引等を行うことができます場合があります。詳細は各証券会社等にお問い合わせください。

10 連休中の海外市場の状況や内外のイベント発生等により、連休明けの国内市場が影響を受け、取引量や価格水準に変化が生ずる可能性があることにご留意ください。

FX取引、株価指数先物取引等を行うに当たっては、証拠金が不足する場合に備え、ご利用の証券会社等について 10 連休中の証拠金の入金の可否を確認するとともに、10 連休前に十分な証拠金を入金することや建玉を減少するなどのポジション管理を行うようご注意ください。

<金融庁と証券取引所の対応について>

10 連休中は、証券取引所も暦通り休場となる予定です。投資家の皆様への影響を最小限にとどめるよう、金融庁としては以下の取組みを行ってまいります。

連休前は取引が手控えられる可能性もあるところ、流動性の薄い相場を狙い、意図的にマーケットを混乱させるような取引が行われることのないよう、疑わしい事例については、証券会社、証券取引所から警告などを行うほか、悪質な事例については、証券会社、証券取引所と証券取引等監視委員会が連携しつつ、体制を強化するなど徹底した市場監視を行います。

また、海外において取引されている日経225先物も含め、連休中及びその前後の内外の金融資本市場の動向を注視し、関係当局と引き続き緊密に連携していきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトのトップページより、「[4月27日から予定される大型連休について](#)」特設ページにアクセスしてください。

※ 金融庁では、[金融サービス利用者相談室](#)も設置されておりますので、お困りの事情・ご不明点等がございましたら、ご活用ください。

全国銀行協会等を装い、改元を理由として暗証番号等を記載させる詐欺にご注意ください！

昨今、全国銀行協会を装い、「元号の改元による銀行法改正について」と題する資料を同封した封書を郵送し、取引金融機関、口座番号、暗証番号等を記載させる詐欺の手口が確認されています。

【確認された詐欺の具体的な手口】

全国銀行協会を装った封書を送りつけ、「元号の改元による銀行法の改正に伴い、全金融機関のキャッシュカードを不正操作防止用キャッシュカードへ変更する手続が必要となります。同封の『キャッシュカード変更申込書』に取引銀行、口座番号、暗証番号を記載し、現在お使いのカードを返送してください」などと指示し、キャッシュカードをだまし取るようとする。

【被害に遭わないために】

全国銀行協会や銀行員が暗証番号等を尋ねることは一切ありません。

少しでも不審に思ったら、警察（全国共通の短縮ダイヤル「#9110」、最寄りの警察本部・警察署）や金融庁金融サービス利用者相談室

(0570-016811 (IP 電話からは 03-5251-6811)) 等に情報提供・相談をお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、「[全銀協等を装った改元を理由とする詐欺に対する注意喚起について](#)」(平成 31 年 2 月 7 日公表) にアクセスしてください。

ソーシャルレンディングへの投資にあたって

いわゆる「ソーシャルレンディング」とは、新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ集めた資金を企業に融通する仕組みであり、その役割が期待されています。

一方で、一部のソーシャルレンディング業者において、投資者に対して虚偽の表示や誤解を与える表示を行う等の問題が認められ、財務局が登録取消しや業務停止などの行政処分を行う事例が発生しています。

このような状況を踏まえ、本年 3 月 27 日、金融庁は、ソーシャルレンディングに関する注意喚起を公表しました。

ソーシャルレンディングへの投資にあたっては、以下の注意点等を確認したうえで、適切な投資判断を行ってください。

- ソーシャルレンディングの仲介者は第二種金融商品取引業の登録を受ける必要があります。登録を受けていない業者の募集等は、詐欺的な商法である可能性が高いため、一切関わらないようにしてください。
- 登録業者であっても、金融庁や財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。業者の情報をできる限り確認し、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解したうえで、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

○ ソーシャルレンディングへの投資にあたっては、投資家への情報開示が十分に図られているかどうか※、また、貸付先の返済遅延やデフォルトなどのリスクがあることを十分に認識したうえで、適切な投資判断をお願いします。

(※本年3月18日、金融庁は、ソーシャルレンディングにおける投資者の貸金業該当性の判断について、一定の条件の下で、投資者に対して借り手に関する情報を開示することを可能とする解釈を公表しています。詳しくは[こちらのページの整理番号13](#)をご参照ください。)

○ 高い利回りなど限られた情報のみで投資判断を行うことなく、業者が提供する様々な情報を確認してください。利回りだけを強調し、リスクに関する情報が明示されていない業者との取引は注意が必要です。

※ ソーシャルレンディングに関する注意喚起につきましては、金融庁ウェブサイトトップページの「トピックス」から「[ソーシャルレンディングへの投資にあたって](#)」にアクセスしてください。

投資用不動産向け融資に関するアンケート調査結果について

金融庁では、個人が投資目的で、アパート・マンション、シェアハウス等の居住・宿泊用不動産を取得するための融資（投資用不動産向け融資）に関して、金融機関における融資の規模や管理態勢の状況を横断的に把握するため、幅広い金融機関に対してアンケート調査を行い、本年3月28日、当該アンケート調査の結果をとりまとめ、公表しました。

アンケート調査では、一棟建物件の土地・建物を一体的に取得するための融資に係る管理態勢について、以下のような点が認められました。

- ① 多くの金融機関では紹介業者の業務に係る適切性を検証するという着意がなかったと考えられること
- ② 賃貸事業が生み出すキャッシュ・フローを主たる返済原資としたうえで、長期的な事業・収支計画の妥当性を見極めることが徹底でき

ていない金融機関も存在すること

- ③ 物件の売買価格の妥当性や顧客の財産・収入の状況を自らが主体的に把握するという点で、改善の余地がある金融機関も認められること

金融機関においては、紹介業者の業務の適切性に係る十分な検証を行ったうえ、物件の生む収支を基礎とした長期的な返済可能性の見極め等を通じて自ら事業・収支計画の妥当性を把握する必要があると考えられます。

投資用不動産を取得する投資家においては、当該投資が不動産賃貸事業経営であることを十分認識し、長期的な事業・収支計画の妥当性やリスクをよく検討して投資判断を行うことが重要であると考えられます。

金融庁においては、一部の金融機関に対しては詳細な実態把握を実施しており、必要に応じて立入検査も活用しつつ、今後とも深度あるモニタリングを実施していきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[投資用不動産向け融資に関するアンケート調査結果について](#)」（平成31年3月28日公表）にアクセスしてください。

「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」（案）へのパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」（案）について、平成30年6月29日から7月30日にかけて意見募集を行い、10の個人及び団体より29件の御意見をいただきました。

パブリックコメントでお寄せいただいた御意見を踏まえ、必要な追記・修正を行い「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」を策定しました。主な追記・修正内容は、以下のとおりです。

- ・ 金融機関の健全性の維持と金融仲介機能の発揮について整理し、その対応について追記しました。

- また、議論の材料とするため、本文中の健全性の評価の視点毎に、最近の検査・監督で把握された具体的な事例を記載しました。

本文書については、今後も、金融機関や利用者をはじめとした幅広い関係者との議論を行い、継続的な改善に努めていきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）（案）へのパブリックコメントの結果等について](#)」（平成31年3月29日公表）にアクセスしてください。

「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」の更新について

金融庁では、消費者庁、厚生労働省等の関係省庁と連携し、ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルとして、相談対応に際しての一般的なフローやその留意点などを整理し、平成30年3月に、「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」を公表したところです。

今般、ギャンブル等依存症対策基本法の施行（平成30年10月5日）等の状況変化を踏まえ、本マニュアルの内容を更新し、本年3月8日に公表しました。

■更新等を行った主な事項について

(1) [マニュアル本体関係](#)

- 相談対応の担当者がより使いやすいように、チェックリストとして活用することができる形に再構成しました。
- 相談対応の担当者の参考となる情報の充実を図る観点から、生活困窮者自立支援制度に関する情報、金融関係業界における貸付自粛制度に関する情報、連携会議に係る事項を始めとする精神保健福祉センターにおける取組に関する情報等を記載しました。
- ギャンブル等依存症の併存疾患について記載しました。
- ギャンブル等依存症対策基本法の施行後の平成30年11月に公表した青少年向け啓発用資料を添付しました。

(2) [「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」](#) 関係

- ギャンブル等依存症対策基本法の制定及び施行について加筆し、ギャンブル等依存症対策推進本部のウェブサイトのURLを記載しました。

■ギャンブル等依存症とは

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込んでコントロールができなくなる精神疾患の一つです。これにより、日常生活や社会生活に支障が生じることがあります。

例えば、うつ病を発症するなどの健康問題や、ギャンブル等を原因とする多重債務や貧困といった経済的問題に加えて、家庭内の不和などの家庭問題、虐待、自殺、犯罪などの社会的問題を生じることがあります。

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分に可能です。しかし、本人自身が「自分は病気ではない」などとして現状を正しく認知できない場合もあり、放置しておく症状が悪化するばかりか、借金の問題なども深刻になっていくことが懸念されます。

■ギャンブル等依存症からの回復に向けて

(1) 本人にとって大切なこと

- 小さな目標を設定しながら、ギャンブル等をしない生活続けるよう工夫し、ギャンブル等依存症からの「回復」、そして「再発防止」へとつなげていきましょう（まずは今日一日やめてみましょう）。
- 専門の医療機関を受診するなど、関係機関に相談してみましょう。
- 同じ悩みを抱える人たちが相互に支えあう自助グループに参加してみましょう。

(2) 家族にとって大切なこと

- 本人が回復に向けて自助グループに参加することや、借金の問題に向き合うことについては、「主体性」が重要です。ギャンブル等依存症が病気であることを理解し、本人の健康的な思考を助けるようにしましょう。借金の肩代わりは、本人の立ち直りの機会を奪ってしまいますので、家族が借金の問題に直接関わることをないようにしましょう。
- 専門の医療機関、精神保健福祉センター、保健所にギャンブル等依存症の治療や回復に向けた支援について相談してみましょう。また、消費生活センター、日本司法支援センター（法テラス）など借金の問題

題に関する窓口に、借金の問題に家族はどう対応すべきか相談してみましよう。

- 家族だけで問題を抱え込まず、家族向けの自助グループにも参加してみましよう。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」の更新について](#)」（平成31年3月8日公表）にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○ 暗号資産（仮想通貨）に関するトラブルにご注意ください！

インターネットを通じて電子的に取引される、暗号資産（いわゆる「仮想通貨」）をめぐるトラブルが増加しています。また、暗号資産（仮想通貨）の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には、金融庁・財務局に登録された事業者であるか、また、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- 暗号資産（仮想通貨）は「法定通貨」ではありません。
- 暗号資産（仮想通貨）は、価格が変動することがあります。
- 仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- 暗号資産（仮想通貨）の取引を行う場合、事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。
- 暗号資産（仮想通貨）や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁・財務局の登録を受けているかを確認できます。



[仮想通貨交換業者登録一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ また、金融庁・財務局が行った行政処分について確認できます。



[暗号資産（仮想通貨）関係情報](#)（金融庁ウェブサイト）

○ ICO (Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

一般に、ICO (Initial Coin Offering)とは、企業等が電子的にトークン（証券）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でICOによる資金調達が増加していますが、ICOにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

● 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ICOでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ICOにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ICOの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しています。



「[ICOについて ~利用者及び事業者に対する注意喚起~](#)」（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- その信用力などが保証されているものではありません。
- 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

【お知らせ】

10 月 1 日より、下記窓口の電話受付時間を、

< 平日 8 時 45 分～17 時 00 分 >に変更しました。

詳しくは、「[証券取引等監視委員会ウェブサイト](#)」よりご確認ください。

(1) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※受付時間：平日8時45分～17時00分

※IP電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

郵送・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 FAX:03-5251-2136
証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
"for investors, with investors" Securities and Exchange Surveillance Commission

(2) 年金運用ホットライン

平成24年4月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応します。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直通：03-3506-6627【受付時間：平日8時45分～17時00分】

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(3) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直通：03-3581-9854【受付時間：平日8時45分～17時00分】

F A X：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

長い間、お取引のない預金等はありませんか？

2018年1月1日に、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が施行されました。

2009年1月1日以降のお取引から10年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

また、通帳やキャッシュカードの所在、金融機関にお届けの住所やメールアドレスに変更がないか、今一度ご確認してみてもはいかがでしょうか。

金融庁ウェブサイトでは、預貯金者の方などのためのQ&Aや、休眠預金等活用法に関する関係資料などをご紹介します。詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[政策・審議会等](#)」から、「[長い間、お取引のない預金等はありませんか？](#)」にアクセスしてください。



2009年1月1日以降のお取引から10年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。

休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。またホームページでも各種情報を掲載しています。

休眠預金等の引き出し手続などについて

金融庁：
<http://www.fsa.go.jp/>

休眠預金等の民間公益活動への活用などについて

内閣府（※政府広報オンライン）：
http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html

金融庁、内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまで様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところとご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁 百合	（株）日本総合研究所 理事長
神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人
米山 高生	東京経済大学経営学部教授
和仁 亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：

〒100-8967

東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下の点について、ご質問・ご相談等はありませんか。
 - ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 - ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 - ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
《受付時間》 平日9時～16時

※ お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

災害関連情報

金融庁ウェブサイトでは、災害関連情報について、以下の特設ページに掲載しています。

詳しくは、各災害関連情報ページをご覧ください。

- ◆ [東日本大震災関連情報（PC・スマートフォン用）](#)
- ◆ [東日本大震災関連情報（携帯用）](#)
- ◆ [平成28年熊本地震関連情報](#)
- ◆ [平成30年7月豪雨関連情報](#)
- ◆ [平成30年北海道胆振東部地震関連情報](#)

新着情報等配信サービスに関するお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会では、Twitter 及び RSS により新着情報等配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセス F S A や、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、配信されます。

配信を希望される方は、以下のリンクにアクセスいただき、Twitter 又は RSS による情報配信設定をお願いいたします。

《Twitter を利用した情報配信設定について》

以下の Twitter アカウントにアクセスし、「フォローする」を選択してください。

	日本語版	英語版
金融庁	@fsa_JAPAN	
証券取引等監視委員会	@SESC_JAPAN	—
公認会計士・監査審査会	@cpaaoB_JAPAN	—
調達情報	@fsa_procurement	—

《RSS を利用した情報配信設定について》

RSS による配信設定手順については、以下 URL よりご確認ください。

	日本語版	英語版
金融庁	https://www.fsa.go.jp/kouhou/rss.html	https://www.fsa.go.jp/en/rss.html
証券取引等監視委員会	https://www.fsa.go.jp/sesc/news/rss.htm	https://www.fsa.go.jp/sesc/english/rss.html

公認会計士・監査審査会	https://www.fsa.go.jp/cpaabob/rss.html	—
調達情報	https://www.fsa.go.jp/kouhouou/rss.html	—